四　電気毛布

（一）　種類の表示に際しては、次の表の上欄に掲げる電気毛布の種類に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる種類を示す用語を用いて表示すること。

電気毛布の種類	用語
就寝時に体の上に掛けて使用するもの	掛毛布
	かけ毛布
就寝時に体の下に敷いて使用するもの	敷毛布
	しき毛布
就寝時に体の上に掛けても下に敷いても使用できるもの	掛敷兼用毛布
	かけしき毛布

（二）　繊維の組成の表示に際しては、繊維製品品質表示規程（平成二十九年消費者庁告示第四号）の内容に準じて繊維の名称を示す用語にその繊維の混用率を示す数値を併記して表示する等の方法を用いること。

（三）　使用上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示すること。ただし、該当する事項がない場合は、この限りでない。

イ　使用方法に関する注意事項

ロ　点検・手入れに関する注意事項

（四）　表示には、表示した者の氏名又は名称を付記すること。

（五）　表示は、電気毛布ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載してすること。ただし、使用上の注意については、本体又は取扱説明書に表示すること。

五　ジャー炊飯器

（一）　最大炊飯容量の表示に際しては、一回に炊飯できる最大量をリットル単位で表示することとし、この場合における許容範囲は表示値のマイナス五パーセント以内とする。

（二）　区分名の表示に際しては、次の表の上欄に掲げる加熱方式及び中欄に掲げる最大炊飯容量に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる区分名を示す用語を用いて表示すること。

加熱方式	最大炊飯容量	区分名
電磁誘導加熱方式のもの	○・五四リットル以上○・九九リットル未満	A
	○・九九リットル以上一・四四リットル未満	B
	一・四四リットル以上一・八〇リットル未満	C
	一・八〇リットル以上	D
電磁誘導加熱方式のもの以外	○・五四リットル以上○・九九リットル未満	E
	○・九九リットル以上一・四四リットル未満	F
	一・四四リットル以上一・八〇リットル未満	G
	一・八〇リットル以上	H

（三）　蒸発水量の表示に際しては、別記（Ⅴ）に掲げる方法で測定した蒸発水量の数値を小数点第二位で四捨五入し、グラム単位で、小数点第一位まで表示すること。

（四）　年間消費電力量の表示に際しては、別記（Ⅰ）から（Ⅳ）までに掲げる方法で測定した一回当たりの炊飯時消費電力量、一時間当たりの保温時消費電力量、一時間当たりのタイマー予約時消費電力量及び一時間当たりの待機時消費電力量から、次の式により算出した年間消費電力量の数値の有効数字三桁以上で、キロワット時毎年の単位で表示することとし、この場合における許容範囲は、表示値のプラス三パーセント以内とする。

$E = \{(A \times N_A) + (B \times H_B) + (C \times H_C) + (D \times H_D)\} / 1000$

この式において、E、A、N_A、B、H_B、C、H_C、D及びH_Dは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E：年間消費電力量（単位　キロワット時毎年）

A：一回当たりの炊飯時消費電力量（単位　ワット時毎回）

N_A：年間当たりの炊飯回数（単位　回数毎年）

B：一時間当たりの保温時消費電力量（単位　ワット時毎時）

H_B：年間当たりの保温時間（単位　時間毎年）

C：一時間当たりのタイマー予約時消費電力量（単位　ワット時毎時）

H_C：年間当たりのタイマー予約時間（単位　時間毎年）

D：一時間当たりの待機時消費電力量（単位　ワット時毎時）

H_D：年間当たりの待機時間（単位　時間毎年）

なお、N_A、H_B、H_C及びH_Dの数値は、次の表の最大炊飯容量（リットル）に応じて、同表に掲げる数値とする。

最大炊飯容量（リットル）	N_A	H_B	H_C	H_D
○・五四リットル以上○・九九リットル未満	二百九十	九百二十	七百五十	二千七百六十
○・九九リットル以上一・四四リットル未満	三百四十	千五百四十	千百九十	二千九百九十
一・四四リットル以上一・八〇リットル未満	三百九十	二千百八十	千八百八十	千二百十
一・八〇リットル以上	三百五十	二千四百二十	千	二千百五十

（五）　一回当たりの炊飯時消費電力量の表示に際しては、別記（Ⅰ）に掲げる方法で測定した一回当たりの炊飯時消費電力量の数値を有効数字三桁以上で、ワット時の単位で表示すること。

（六）　一時間当たりの保温時消費電力量の表示に際しては、別記（Ⅱ）に掲げる方法で測定した一時間当たりの保温時消費電力量の数値を有効数字三桁以上で、ワット時の単位で表示すること。

（七）　一時間当たりのタイマー予約時消費電力量の表示に際しては、別記（Ⅲ）に掲げる方法で測定した一時間当たりのタイマー予約時消費電力量の数値を有効数字二桁以上で、ワット時の単位で表示すること。

（八）　一時間当たりの待機時消費電力量の表示に際しては、別記（Ⅳ）に掲げる方法で測定した待機時消費電力量の数値を有効数字二桁以上で、ワット時の単位で表示すること。